

令和2年度 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会
(西部建設事務所管内【東ブロック】) 議事概要

【開催】

令和2年度の広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各協議事項について文書により委員に諮ることとし、令和2年6月15日付けで開催した。

【協議事項】

別紙「令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会協議事項について(西部建設事務所管内【東ブロック】)」のとおり

【決定事項】

国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項及び取組方針の見直しについて了承した。

【意見】

- ・ 呉市： 危機管理型水位計及び河川監視カメラを順次整備しているが、広島県防災Webやアプリ等を通じて、防災に関する情報を一元的に発信することが今後とも大切であると考え。このように、市民が直接、危険となっていることを認識できる取組が有効であると考え。
- ・ 広島県土木建築局： 県民に対し危険度をわかりやすく認識してもらうため、防災に関する情報を一元的に発信することは重要であると考えており、引き続き防災Webを運用・管理している危機管理課と連携しつつ、きめ細やかな防災情報の提供に取り組んでいく。

令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会

協議事項について（西部建設事務所管内【東ブロック】）

1 協議事項

（1） 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項について【資料1及び補足資料】

平成31年1月に改定された「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を受けた広島県の2020年の取組として、国・県・市町を主体としたそれぞれの取組事項について協議する。令和2年2月に実施した事前調整会議において説明を行い、いただいた意見等を反映したものである。

（2） 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）について【資料2】

取組方針は、平成29年度に策定し令和元年度に見直したところであるが、それ以降の取組の状況を踏まえて時点修正を行うとともに、新規の取組事項等を取り入れる等、フォローアップを行う。なお、令和2年度からの新規取組事項は朱書きしている部分である。

また、資料2（別紙）は令和2年5月28日時点の情報に更新した。

3 添付資料

- ・【資料1】：国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項
- ・【資料1（補足資料）】：令和2年度的主要な取組事項
- ・【資料2】：広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）
- ・【資料2（別紙）】：危機管理型水位計及び河川監視カメラの配置について
- ・【資料3（参考）】：規約